

令和8年度長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る質問に対する回答

長野県企業局電気事業課

項目	内容	回答	回答日
公募型プロポーザル方式実施公告について	<p>○代表事業者について 複数の事業者でコンソーシアムを組成して応札することを検討しています。 まず、公告の「7. 契約者」について、「B 長野県企業局電力の県庁舎へのPPA需給管理等業務委託」「C 北信発電管理事務所水素ステーションへの企業局電力供給業務」「D 企業局27発電所への所内電力の供給業務」の応札側の契約者は、「複数社での応札の場合、代表事業者1者」と代表企業者の役割が定められています。こうした中、私共としては、代表企業者以外がコンソーシアム内で以下の業務を担うことを考えておりますが、問題ありませんでしょうか。</p> <p>■代表企業： 上記B～Dに係る業務全般 ・料金の請求 ・需要側の需給運用業務</p> <p>■代表企業以外の企業： 非FIT・FIP電源（小渋第1発電所など10発電所及び与田切発電所、年間約1.9億kWh）に係る業務全般 ・受給に伴う企業局様への料金の支払い（企業局様からの受給料金の請求も代表企業以外の企業が受ける） ・発電側の需給運用業務 ・発電側に係る各種問い合わせ窓口</p>	<p>○御質問の役割分担で問題ございません。 ○複数の事業者で参加いただく場合、企画提案書に各社の役割分担を記載した書類（様式任意）を添付していただきますようお願いします。</p>	11/7
公募型プロポーザル方式実施公告について	<p>○説明会について 動画閲覧を希望しますので、視聴用のURLをご教示下さい。また、複数事業者でコンソーシアムを組成した上での応札を検討しているので、いただいたURLをコンソーシアム内で共有することについて、ご理解いただきたくお願いします。</p>	<p>○令和7年11月11日午後1時以降、順次、視聴用URLを御連絡いたします。 ○複数者で公募型プロポーザル方式に応募する場合は、参加申込書を提出した者の間（コンソーシアム内）で視聴用のURLを共有することは差し支えありません。</p>	11/7

項目	内容	回答	回答日
(別添1－2) 仕様書(案)について	<p>○系統連携受電サービス料金(発電側課金)の取扱い</p> <p>仕様書には「系統連携受電サービス料金(発電側課金)について、(ア)又は(イ)の電力料金の算定においては考慮しないこととする。なお、契約に当たっては、必要な額を電力料金に転嫁するものとし、買受人は発電側課金と転嫁する金額を相殺して発電側課金を中部電力パワーグリッド株式会社に支払うものとする。」と書かれている点について、念のため以下のいずれを意味しているのかを確認させて下さい。</p> <p>①入札時に応札者が提示する金額(単価)は、発電契約者が支払う発電側課金を予め差し引いた価格とし、受給期間中は相殺のみで特段の精算は行われない(受給料金の内数)</p> <p>②入札時に応札者が提示する金額(単価)は発電側課金を差し引かない価格とし、受給期間中に発電契約者が発電事業者に代わって支払った発電側課金分は、入札時に提示した単価とは別で精算が行われる(受給料金の外数)</p>	<p>①の「入札時に応札者が提示する金額(単価)は、発電契約者が支払う発電側課金を予め差し引いた価格とし、受給期間中は相殺のみで特段の精算は行われない」との解釈で問題ありません。 (別紙参照)</p>	11/7
(別添1－2) 仕様書(案)について	<p>○データの希望</p> <p>仕様書に記載の、「過去1年分の30分毎の発電値」「世田谷区長の指定する施設及び供給する電力量」「容量市場の契約内容」のデータ開示を希望します。</p>	<p>参加申込書の提出があり次第、電子データを送付いたします。 (なお、「過去1年分の30分後の発電値」及び「容量市場の契約内容」については、今回の質問書の記載により、個別に申出があったことといたします。)</p>	11/7
(別添5) 本年度の企業局電力の売電公告(予定)	<p>○四徳発電所電力の売電業務</p> <p>応札要件として「県内の小売電気事業者のみ応札可能」とされていますが、「県内の小売電気事業者」の定義をご教示下さい。(例:本社機能が長野県内にある、長野県内に事業所がある、長野県内で小売電気事業を営んでいる等)</p>	<p>商業登記簿の本店の所在地が長野県内である小売電気事業者を想定しています。</p>	11/7

項目	内容	回答	回答日
(別紙) 長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点について	売電価格等、県全体としての利益につながる提案にて、①発電所ごとに異なるkWh単価の提案を認めるとあるが、下限価格（税抜）を満たさなかった場合、該当発電所は認められず売電業務から外れるのでしょうか。	○一部の発電所において下限価格（税抜）を満たさなかった場合であっても、全発電所について契約します。計算方法は次のとおりとなります。 ○発電所ごとに「(①-下限価格) × 予定販売電力量」を積算し、総和を提案とします。発電所ごとに異なるkWh単価を設定し、下限価格を下回った発電所についてはマイナス値とした上で総和を計算します。 なお、「(①-下限価格) × 予定販売電力量 (PPA電力量を除く。) + ② × 予定販売電力量 - ③ - ④ - ⑤」がマイナス値となった場合は、0点として評価します。	12/10
(別紙) 長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電等業務に係る公募型プロポーザル評価基準及び配点について	(①-下限価格) × 予定販売電力量 (PPA電力量を除く。) + ② × 予定販売電力量 - ③ - ④ - ⑤の合計額が最も高い事業者が配点40点となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 なおすべての企画提案者の値がマイナス値となった場合は、全企画提案者について0点として評価します。	12/10
(別添1-1) 本件業務のイメージについて	北信発電管理事務所水素ステーション及び同所水素ステーションの消費電力量の30分値データを開示願います。	北信発電管理事務所の消費電力量の30分値については、参加申込者に別途提供します。 なお、水素ステーションの消費電力量については、子メーターにより月1回確認しておりますので、30分値は把握していません。	12/10
(別添1-1) 本件業務のイメージについて	企業局27発電所への所内電力の消費電力量の30分値データを開示願います。	参加申込者に別途提供します。	12/10
(別添1-1) 本件業務のイメージについて	需要者（長野県庁舎）の消費電力量（実績値）及び自己託送電力量（計画値）の30分値データを開示願います。	参加申込者に別途提供します。	12/10

項目	内容	回答	回答日
(別添1－2) 長野県企業局の美和発電所など24発電所電力の売電業務に係る仕様書(案)について	・業務内容(2) 対象発電所のイ「FIT発電所」の発電電力量の30分値データを開示願います。	参加申込者に別途提供します。	12/10
様式8について	実際の請求時には電気をまったく使用しない月の基本料金は力率を85%とし、半額となります。見積金額の算定にあたっては、積算内訳書の通りすべての月を使用月として基本料金を計算する認識でよろしいでしょうか。	○見積金額の算定に当たっては、受電電力量が0kWhになる月は基本料金を半額として計算してください。 ○様式8については、適宜修正(行の追加など)若しくは注を付けるなどして、どの部分が半額になっているか分かるようにしてください。	12/10
提供する中部電力ミライズ株式会社の約款について	長野県企業局電力の県庁舎へのPPA需給管理等業務委託契約書(案)別表などで「基本契約要綱(高圧)(2025年4月1日実施)」を適用する記載がございますが、2026年4月1日より燃料費調整制度の変更が既に公表されています。 公告時点の基本契約要綱を適用する認識でよろしいでしょうか。	契約においては、実受給時点の約款を利用するものとします。	12/10
各保証金について	入札保証金および契約保証金について納付は必要でしょうか。 納付が必要な場合、免除条項はございますでしょうか。	○入札保証金については不要です。 ○契約保証金は必要となります。免除条項については、別紙2のとおりです。	12/10

(別紙)

系統連携受電サービス料金（発電側課金）の取扱い

1 電力料金の積算方法

以下の例により計算した金額を契約上の電力料金とします。

なお、二部料金制においてもこれに準じた金額とします。

電力料金 = (当該月の受電電力量 - PPA電力量) × 買取単価 + 消費税等相当額 + 系統連携受電サービス料金相当額

※「系統連携受電サービス料金相当額」は、中部電力パワーグリッド株式会社が発電事業者に請求する系統連携受電サービス料金と同額とします。

2 実際の支払金額

実際の支払金額としては以下のとおりとします。

(1) 小売電気事業者から長野県企業局への支払金額

$(\text{当該月の受電電力量} - \text{PPA電力量}) \times \text{買取単価} + \text{消費税等相当額} + \underline{(\text{系統連携受電サービス料金相当額} - \text{系統連携受電サービス料金})}$

系統連携受電サービス料金相当額と系統連携受電サービス料金を相殺します。

(2) 小売電気事業者から中部電力パワーグリッド株式会社への支払

系統連携受電サービス料金

(別紙2)

下記の規定に該当する場合、契約保証金の納付を免除することができます。

○長野県公営企業財務規程（昭和42年11月1日公営企業管理規程第15号）（抜粋）

（契約）

第79条 企業に係る契約については、財務規則第5章の規定の例による

○財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）（抜粋）

第5章 契約

第2節 契約の締結

（契約保証金）

第143条 予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。ただし、契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する旨を契約の条件としておかなければならない。

- (1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約人から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたつて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約人が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 契約人が第144条の規定による契約保証人を立てたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約人が売払代金を即納するとき。
- (7) 契約金が100万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (8) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。
- (9) その性質上契約保証金を納付させることが適当でない契約を締結する場合において、契約人が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。